

所得税の還付申告をする方へ

平成 29 年度の確定申告期間は、2 月 16 (木) ～ 3 月 15 日 (水) (※土・日を除く) です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または矢板市役所で申告をお願いします。

なお、市・県民税の申告期間は、2 月 16 日 (木) からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた 2 月号でお知らせします。

還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

【所得税の確定申告を提出される方へ】

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書を作成することができます。書面で印刷して税務署へ送付または e-TAX で送信 (事前準備が必要) のいずれかでご提出ください。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - (1) 医師、歯科医師による診療 (治療) 代
 - (2) 治療や療養のための医薬品購入費
 - (3) 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - (4) 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - (5) 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養 (在宅を含む) 上の世話の費用
 - (6) 助産師による出産の介助料
 - (7) 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価 (介護費、食事) として支払った額の 2 分の 1 相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額

※対象となる医療費の詳細については、国税庁のホームページをご覧ください。

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- (1) 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- (2) 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用



社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度の導入について

平成 28 年分以降の所得税、および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

- マイナンバー (12 桁) の記載
- 本人確認書類の提示、または写しの添付

が必要です。

※本人確認 (番号確認、および身元確認) を行う時に使用する書類の例

- ①個人番号カード
- ②通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証など

問い合わせ／

●所得税の申告に関すること

〒 329-1393 さくら市氏家 2431-1 氏家税務署
☎ 0 2 8 (6 8 2) 3 3 1 1

●市県民税の申告・特別徴収義務者一斉指定に関すること

市税務課 ☎ (4 3) 1 1 1 5

●確定申告書作成コーナーの操作等に関すること

e-TAX 作成コーナーヘルプデスク

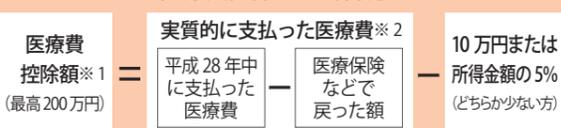
☎ 0 5 7 0 (0 1) 5 9 0 1

月～金曜 9:00～17:00 (祝日、12/29～1/3 を除く)

- (3) 6 カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と支出したおむつ代の領収書が必要です。なお、要介護認定を受けている方が 2 年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」とおむつ代の領収書で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎ (4 3) 3 8 9 6 へお問い合わせください。

医療費控除額の計算方法



※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
※2 この金額が 10 万円、または所得金額の 5% を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■必要書類 (平成 28 年のもの)

- ①各人・病院・薬局ごとにまとめて集計した領収書、または証明書
- ②医療保険などで補てんされる金額の分かるもの

※ご注意ください

- ・医療費控除を受けるためには、医師などが発行した領収書などが必要です。
- ・未払いの医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

住宅借入金等特別控除

■平成 28 年分の申告について

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入・増改築したとき、次の主な要件にあてはまれば所得税の住宅借入金特別控除が受けられます。(初年度は確定申告が必要です。)

ただし、入居した年とその年の前後 2 年以内に、譲渡所得の課税の特例 (3 千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など) の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

なお 1 年目に確定申告をすると、2 年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

■主な要件 (新築住宅の場合)

- ①住宅取得後 6 カ月以内に入居し、引き続き住んでいること

各種保険料控除

平成 28 年中に支払った健康保険料や公的年金保険料等の社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引きされている場合は差し引きされている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

■必要書類

- ・社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- ・生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

太陽光発電による電力の売却収入がある方

余剰電力の売却収入から減価償却等の必要経費 (総発電量のうち売却した電力量の占める割合分) を引いた売電所得がある方は、還付申告の際にあわせて申告が必要となりますのでご注意ください。

また、売電所得が年間 20 万円を超える方、確定申告が必要な方も売電所得の申告が必要となります。

※確定申告が必要な方の要件については、広報やいた 2 月号に掲載予定です。

事業主の皆さんへ

平成 27 年度から市・県民税が課税になる雇用主を含む従業員が 3 名以上いる事業所については、従業員の給与から市・県民税を天引きして納付いただく特別徴収義務者の事業所として、一斉指定しています。特別徴収できない従業員がいる場合、給与支払報告書とあわせて、「普通徴収への切替理由書」の提出が必要です。また、e-TAX を利用される場合、「普通徴収」の欄へのチェックと摘要欄への切り替え理由の略号の記入が必要です。

- ②控除を受ける年の所得金額が 3 千万円以下であること
- ③民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- ④返済期間が 10 年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類 (新築住宅の場合)

- ①登記事項証明書 (法務局発行) など
- ②請負契約書、または売買契約書など
- ③借入金の年末残高証明書
- ④補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの

※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付等は発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、各々の自治体への申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、ご注意ください、確定申告等で、寄付金控除を受けてください。

- ①確定申告書の提出を要する者となったとき
- ②確定申告書または住民税申告書を提出したとき
- ③対象年中のふるさと納税寄付先が 5 団体を超えたとき
- ④ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出後、ふるさと納税をした年の翌年 1 月 1 日までの間に転出等で住所地の市区町村長が変更になったとき

青色申告者の皆さんへ

平成 29 年度 (平成 28 年分) 給与支払報告書の提出は 1 月 31 日 (火) までとなっています。平成 28 年中に青色専従者に給与を支払われた方は、専従者の給与支払報告書を市税務課まで提出してください。

※源泉所得税が掛からない場合も提出が必要となりますので、ご注意ください。

平成 29 年度総括表・給与支払報告書の様式について

総括表・給与支払報告書の様式が、平成 29 年度 (平成 28 年分) より、従来の A6 サイズから A5 サイズに変更になりました。

また、給与支払報告書については、従来の内容に加えて、次の項目の記載が必要となりますので、個人番号カード、または通知カードで個人番号の確認をお願いします。

- ①給与等の支払いを受ける者の個人番号
- ②給与等の支払いをする者の個人番号、または法人番号
- ③控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族の氏名、および個人番号

民生委員・児童委員が決まりました

12月1日付けで民生委員・児童委員が決まりました。任期は3年（平成28年12月1日～平成31年11月30日）です。民生委員・児童委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください。

また、退任された民生委員・児童委員の皆さんには、長年にわたり、地域福祉の向上にご尽力いただきました。ありがとうございました。

問い合わせ／社会福祉課 ☎（43）1116

新任民生委員・児童委員

	氏名	担当地区	
矢板第一地区	松本 登美子	矢板1区・矢板2区	
	坂元 悦子	矢板3区	
	小平 英量	矢板4区（西）	
	石塚 禮子	矢板4区（東）	
	庭山 俊江	矢板5区（西）	
	吉野 ハツ子	矢板5区（東）	
	大森 崇由	矢板5区（北）	
	見形 恵美子	矢板6区	
	福田 小夜子	倉掛・合会	
	根本 久典	片保・塩田	
矢板第二地区	阿美 米一	幸岡	
	高橋 清一	下太田・荒井（西）	
	関本 ミネ子	荒井（東）	
	三浦 敏子	土屋	
	中嶋 加代子	針生	
	鈴木 恆典	主任児童委員	
	八板 るみ子	主任児童委員	
	佐貫 和子	末広町（北）	
	小野崎 紳一	末広町（南）	
	島田 次秀	富田（南）	
矢板第三地区	後藤 順子	富田（東）	
	栗原 智子	富田（西）	
	青木 敏子	富田（北）	
	及川 健二	木幡東（南）	
	坂巻 重行	木幡東（北）	
	齋藤 典子	川崎反町・館ノ川・高塩	
	柳田 静枝	木幡西（東）	
	塩野 和子	木幡西（西）・境林	
	長岡 悦子	東町（北）	
	秋葉 節子	東町（中）	
泉地区	横田 晴美	早川町・東町（南）	
	村上 久美子	中（西）	
	安田 幹雄	中（ロビンシティ）	
	渡邊 赫子	中（北）	
	太田 秀子	中	
	白石 京子	中（南）	
	泉地区	小口 マスエ	沢
		平久井 京子	成田
		山口 睦子	ハッピーハイランド矢板
		奥原 節子	豊田
小川 幸子		主任児童委員	
藤田 トミ子		主任児童委員	
関谷 秀人		泉	
小川 泰輔		上太田	
須田 道夫		東泉	
赤羽 公夫		長井（宮川西）	
片岡地区	白石 武美	長井（宮川東）	
	田中 和雄	長井（高原）	
	山口 政雄	立足	
	白石 哲夫	平野	
	矢板 進	上伊佐野	
	池田 文枝	下伊佐野・田野原	
	高野 功	山田	
	沢畑 幸一	第一・第二農場	
	高野 孝子	主任児童委員	
	松平 宣秀	主任児童委員	
片岡地区	薄井 隆雄	通岡・前岡・山苗代	
	江連 肇	後岡・梶ヶ沢	
	渡邊 幹夫	安沢	
	村上 芳江	越畑・白栗	
	有馬 宏文	乙畑	
	齋藤 紀子	つつじが丘	
	桑野 厚	大槻	
	大塩 久勝	石関・玉田	
	佐藤 愛子	片岡2区	
	田中 眞佐子	片岡南	
片岡地区	松岡 正行	片岡1区	
	石塚 信子	片岡3区	
	久保 恵美子	片岡4区	
	鈴木 れい子	コリーナ矢板	
	山口 直子	主任児童委員	
	富川 志津子	主任児童委員	
	片岡地区	高田 百恵	矢板1区・矢板2区
		高柳 澄江	矢板5区（東）
		君島 政子	倉掛・合会
		村上 明	土屋
一瀬 洋子		主任児童委員	
片岡地区		高松 千恵子	川崎反町・館ノ川・高塩
		喜佐見 英子	東町（北）
		眞貝 カツ子	早川町・東町（南）
		高橋 正志	中
		柳田 好弘	主任児童委員
	片岡地区	山崎 忠義	上太田
		橋本 則文	東泉
		藤田 種宏	立足
		高瀬 武	上伊佐野
		小野崎 宰	下伊佐野・田野原
平山 郁子		第一・第二農場	
大類 正雄		通岡・前岡・山苗代	
金田 登智子		安沢	
高塩 みさを		乙畑	
大谷 瑞穂		大槻	
片岡地区	大塩 壽郎	石関・玉田	
	奥富 洋	片岡4区	
	松本 勝代	コリーナ矢板	
	飯島 嘉代子	主任児童委員	
	[敬称略]		

退任民生委員・児童委員

	氏名	担当地区	
矢板第一地区	高田 百恵	矢板1区・矢板2区	
	高柳 澄江	矢板5区（東）	
	君島 政子	倉掛・合会	
	村上 明	土屋	
	一瀬 洋子	主任児童委員	
	矢板第二地区	高松 千恵子	川崎反町・館ノ川・高塩
		喜佐見 英子	東町（北）
		眞貝 カツ子	早川町・東町（南）
		高橋 正志	中
		柳田 好弘	主任児童委員
泉地区		山崎 忠義	上太田
		橋本 則文	東泉
		藤田 種宏	立足
		高瀬 武	上伊佐野
		小野崎 宰	下伊佐野・田野原
	平山 郁子	第一・第二農場	
	大類 正雄	通岡・前岡・山苗代	
	金田 登智子	安沢	
	高塩 みさを	乙畑	
	大谷 瑞穂	大槻	
片岡地区	大塩 壽郎	石関・玉田	
	奥富 洋	片岡4区	
	松本 勝代	コリーナ矢板	
	飯島 嘉代子	主任児童委員	



民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えます。

募集 平成29年度矢板市立小・中学校非常勤教育職員

市内の小・中学生へのきめ細かな指導を行うため、非常勤教育職員を募集します。

募集人数／20人程度

賃金／

教科担当……………時給1,400円

学習生活支援…時給1,100円

※通勤手当等はなし

任用期間／

4月1日～9月30日（更新有）

勤務時間／

・1日7時間45分とし、内45分を休憩時間とする。

・児童・生徒の登校日を勤務日とする。

※春・夏・秋・冬季休業日は、勤務を要しない。

応募資格／

矢板市立小・中学校へ通勤可能で、学校教育に関心があり、やる気のある健康な方

※教員免許状所有の有無は不問。

応募方法／

市販の履歴書に必要事項を記入の上、1月31日（火）までに直接お持ちいただくか、郵送でご応募ください。（※必着）

※すでに、塩谷南那須教育事務所宛てに「矢板市に勤務希望」と応募されている方は応募扱いとしますので、履歴書の提出は必要ありません。

履歴書の提出は必要ありません。

選考方法／書類選考・面接（2月中旬頃予定）

応募・問い合わせ／

〒329-2165 矢板市矢板106-2

矢板市教育総務課 学校教育担当 ☎（43）6217

募集 学校図書事務員

募集人数／4人

賃金／時給840円

任用期間／

4月1日～9月30日（更新有）

勤務時間／

月～金曜 1日5時間（祝日・長期休業を除く）

応募方法／

市販の履歴書に必要事項を記入の上、1月31日（火）までに直接お持ちいただくか、郵送でご応募ください。（※必着）

選考方法／書類選考・面接

応募・問い合わせ／

〒329-2165 矢板市矢板106-2

矢板市教育総務課 学校教育担当 ☎（43）6217

市税等の納付はお済みですか

市では、市税等の収納について、新規滞納を増やさないよう、現年課税分の徴収を重点目標として、滞納整理を進めています。収納率を向上させるため、「市税収納対策推進本部」を設置し、全庁挙げての訪問納付指導を行います。

市職員が平成28年度の市税等未納の方のご自宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

訪問期間／1月23日（月）～31日（火）

問い合わせ／税務課 徴収担当 ☎（43）1115

開催 平成29年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議

平成29年4月から平成30年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／

2月9日（木）18：00～

場所／

生涯学習館2階 研修室（2）

問い合わせ／

生涯学習課 ☎（43）6218

謹賀新年 リフォームは今年も当社へお任せください
チャンス！エコリフォーム補助金 出ます！

市内唯一認定 **TOTOリモデルクラブ** 店
 総合エネルギー（電気・ガス）& リフォーム

炭助 株式会社 **スミスケ**
 矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
 フリーダイヤル0120-82-5541
 矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

工事から補助金申請手続きまで
 スミスケ（エコリフォーム事業者登録会社）がいたします。

（例えば）二重サッシ窓・高断熱浴槽・エコ給湯器等の
 リフォームでOK！詳しくは当社までお問い合わせください。

矢板市商工会 新築・増築・改築・外構・ソーラー発電

安心リフォームやいた
 建物の修理やリフォームはおまかせください

安心マーク 施工者は地元商工会員です 気軽にお気軽に

ご連絡先
 矢板市本町2-18 矢板市商工会内 ☎0287-44-1440

募集 平成29年度 市ホームページのバナー広告

市では、財源確保と財政健全に資することを目的として、市ホームページのバナー広告を実施しています。

この度、平成29年度分の広告を募集します。

申込開始日／2月1日(水)

対象／事業所・企業(市内外問わず)

掲載料／1枠につき月額15,000円

規格／1枠の規格は以下のとおり

- ・画素…高さ(縦)50ピクセル×幅(横)180ピクセル
- ・容量…10キロバイト以内(JPEGまたはGIFファイル)
- ・掲載数…トップページ下段に横5枠表示

掲載期間／

4月1日(土)～平成30年3月31日(土)の内、希望する月

掲載できない広告／

- ・政治活動、選挙活動、宗教活動、個人の宣伝に係るもの
- ・公序良俗に反する、または反するおそれのあるもの
- ・風俗営業、消費者金融、商品先物取引 など

そのほか／

- ・市ホームページの月平均アクセス数は約37,000件です。
- ・申込方法などについては、お問い合わせいただくか、市ホームページ(トップページ>分類でさがす>市政情報>広報>広告募集>バナー広告主募集について)をご覧ください。

申込・問い合わせ／

秘書広報課 ☎(43)3764

募集 小規模工事等契約希望者登録受付(平成29・30・31年度登録)

市が発注する軽易で、契約金額50万円未満の小規模な建設工事や修繕工事の登録を希望される方は、書類を添えて申請してください。

受付期間／

2月1日(水)～21日(火)

提出方法／

直接(※土・日・祝日を除く9:00～17:00)、または郵送(※必着、当日消印不可)で提出してください。

有効期限／

平成29年4月1日～平成32年3月31日(平成29・30・31年度)

申請書の請求方法／

●来庁による直接請求

総務課管財担当(土・日・祝日を除く)で、直接請求してください。

●ホームページからダウンロード

市ホームページ(トップページ>分類でさがす>事業者の方へ>小規模工事等契約希望者登録希望)からダウンロードしてください。

提出・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5-4
矢板市総務課 管財担当 ☎(43)1113

資源物回収拠点のリニューアルについて

市役所北側玄関と青少年ホームに設置している資源物の回収拠点がリニューアルされました。回収品目を拡大し、便利になりましたので、家庭ごみの減量・リサイクルにご活用ください。



(市役所北口玄関の資源物回収拠点)

回収しているもの／

- ・ペットボトル、ペットボトルキャップ
- ・発泡スチロール、発泡トレイ
- ・卵パック(PET樹脂製のもの)
- ・牛乳パック
- ・廃食用油
- ・蛍光管(※青少年ホームでは回収していません。)

ご注意ください／

- ・袋などから出して入れてください。
- ・土や食品カスなど汚れのついたものはリサイクルできません。燃えるごみとして出してください。
- ・弁当や総菜パックなどのプラスチック容器は回収していません。入れないでください。
- ・割れた蛍光管は不燃ごみとして出してください。
- ・家庭から出たものが対象となります。お店や会社などから出たものは回収できません。

問い合わせ／

くらし安全環境課 ☎(43)6755

開催 第32回 やいたみんなのつどい

すべての人が性別にとらわれず、「自分らしく」いきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いに認め合い、分かち合い、補い合いながら生活することが大切です。

今回は、個人としての「生き方」を変える手法の一つとして、「片づけ」に関する内容の講演を行います。ぜひご来場ください。

日時／

2月12日(日)12:30開場 13:00開演

場所／

市文化会館 大ホール

内容／

≪啓発活動≫

男女共同参画啓発活動団体“グループあい”

≪調査発表≫

発表者：やいたみんなのつどい実行委員

≪講演会≫

「リバウンドしない片づけ方」

～片づけは、暮らしも生き方も変わる～
住まい方アドバイザー 近藤 典子氏

そのほか／

入場無料。申し込みは必要ありません。

問い合わせ／

やいたみんなのつどい実行委員会事務局(生涯学習課内)
☎(43)6218 FAX(43)4436

募集 手作り味噌教室

材料はすべて無添加のものを使用し、自分の手で大豆をつぶし、麴を混ぜ、タルに仕込みます。美味しい味噌を作りましょう。

日時／2月18日(土)10:00～12:00

場所／片岡公民館 調理室

定員／20人 *先着順

参加費／3,200円

持ち物／

エプロン・三角巾

※手作り味噌4kgタル入りでお持ち帰りになります。

申込方法／

1月17日(火)から、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101
*月曜・祝日休館

開催 第38回片岡地区 コミュニティ新春講演会

家庭教育、人権教育の分野で活躍されている臨床心理士の講師をお招きし、よりよい人生のあり方を分かりやすく、そして、楽しく講演していただきます。

日時／1月29日(日)14:00～15:30

場所／片岡公民館 コミュニティホール

演題／「人はみな世界に一つだけの花」

講師／栃木県カウンセリング協会 理事長 丸山 隆氏
参加費／無料

問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

開催 文化協会所属写真部 第8回合同作品展

市内で活動している写真団体「四方山」「道草会」「矢板フォトクラブ」や個人による合同写真展が行われます。約70点の作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

日時／1月21日(土)～2月5日(日)

10:00～16:00

※最終日は15:00で終了します。

場所／郷土資料館 多目的ホール

観覧料／無料

問い合わせ／郷土資料館 ☎(43)0423

*月曜休館

やいた補聴器 ジュエリきくち 新生活を応援! 僕のうちの時計も 鳴くといいなあ 機能充実!掛置兼用 温湿度計付 補聴器選びは お店選びから 認定補聴器技能者 菊地 理 現金買取 金・プラチナ いただきます

ダイヤー矢板店前 木曜定休 営業 10:00 時間 ~19:00 43-1347

ご利用ください つつじの郷やいた商品券